

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 公費負担制度の状況

公職の選挙においては、立候補者の負担を減らし、資産の多寡にかかわらず選挙運動の機会を保障するために、公費負担制度がある。

宇治市議会議員選挙及び宇治市長選挙においては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成について公費負担の対象としている。

国において最近における物価の変動等に鑑み、選挙における選挙運動に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に規定する選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げられ、令和4年4月6日から施行された。

2. 条例改正の目的と内容

宇治市議会議員選挙及び宇治市長選挙における選挙運動の公費負担額等については、公職選挙法施行令の規定に準じており、本条例を改正するもの

①選挙運動用自動車（第4条関係）

区分	現行単価	改正単価
自動車借入れ	15,800円	16,100円
燃料費	7,560円	7,700円

②選挙運動用ビラ（第6条・8条関係）

区分	現行単価	改正単価
1枚当たり	7円51銭	7円73銭

③選挙運動用ポスター（第9条関係）

区分	現行単価	改正単価
印刷費1枚当たり	525円6銭	541円31銭
企画費	310,500円	316,250円

3. 施行日

公布の日から施行